

2021年5月31日

厚生労働大臣 田村憲久 様
新型コロナワクチン接種推進担当大臣 河野太郎 様

一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会
会長 神永 芳子
〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-7-3 柄澤ビル 7F
電話 03-5958-8070

新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望書

日ごろより、心臓病児者と家族の医療、福祉の増進にご理解、ご尽力いただいておりますことに御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、日々ご尽力をいただいていることに重ねて感謝申し上げます。

先天性心疾患をもつ患者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化のリスクが高いと言われており、病児者と家族は日々感染予防に努めているところです。この感染症に対するリスクを軽減するには、早期にワクチンの接種を受けることが決定的なことは言うまでもなく、心疾患患者は「基礎疾患を有する者」として優先接種の対象となっております。

しかしながら、日本においてはワクチン接種が進んでおらず、患者・家族からは「いつになったら接種できるのか」という不安の声が日々寄せられています。また、「自分が優先接種の対象となるのか」「基礎疾患をもっていることの証明は必要なのか」「心疾患の専門医がいる医療機関で接種することができるのか」などの相談も寄せられていて、接種方法については丁寧な周知と相談を行うことが必要です。

さらに、現状では小児はワクチン接種の対象となっておりませんが、変異株は小児でも重症化すると言われており、家庭内や保育園、学校などでの感染が心配されています。くわえて、心臓病児は日常的に家族による看護が必要な場合もあり、病児の感染による重篤化リスクのみならず、家族の感染により必要な看護が受けられないため、疾患が悪化する可能性もあります。心臓病児を感染から守るためには、家族や周囲へのワクチン接種を行う以外に現状では手段がありません。

つきましては、患者の命を守るために速やかにワクチン接種を受けることができるように、以下要望いたします。

【要望事項】

1. ワクチン接種を早急に進めるとともに、基礎疾患をもつ患者が速やかに受けられるよう、接種方法の丁寧な周知を行ってください。
2. 基礎疾患をもつ患者の家族も優先接種の対象としてください。
3. 介護施設、障害児・者の福祉施設、保育施設の職員も優先接種の対象としてください。